情報通信審議会情報通信政策部会ドメイン名政策委員会(第3回)議事録

第1 開催日時及び場所

平成25年12月12日(木) 14時00分~15時30分 於、総務省省議室(7階)

第2 出席した構成員(敬称略)

村井 純(主査)、江崎 浩(主査代理)、加藤 幹之、上村 圭介、木下 剛、沢田 登志子、土井 美和子、新美 育文、森 亮二、吉川萬里子

第3 出席した説明者(敬称略)

さくらインターネット(株)代表取締役社長 田中 邦裕

- 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 副会長 立石 聡明
- 一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター 理事長 後藤 滋樹 常務理事 石田 慶樹

第4 出席した関係職員

(1) 総務省

上川 陽子(総務副大臣)、桜井 俊(総務審議官)

(大臣官房)

鈴木 茂樹(官房総括審議官)

(総合通信基盤局)

吉良 裕臣(総合通信基盤局長)、安藤 友裕(電気通信事業部長)、 菊池 昌克(総務課長)、吉田 博史(事業政策課長)

(2) 事務局

河内 達哉 (データ通信課長)、山口 修治 (データ通信課企画官)、 西室 洋介 (データ通信課課長補佐)

第5 議題

- (1) 事業者等からのプレゼンテーション
- (2) その他

目 次

1	開会	L
2	議題	
	(1) 事業者等からのプレゼンテーション	2
	(2) その他	3
3	閉会	3

開 会

○村井主査 皆さん、こんにちは。本日お忙しい中お集まりいただきまして、ありがと うございます。ただいまから、情報通信審議会情報通信政策部会ドメイン名政策委員会の 第3回会合を開催させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は、前回に引き続きまして、本諮問についての考え方およびご意見について、事業者の方からそれぞれプレゼンテーションをお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

また、本日、上川総務副大臣に出席していただいております。議事に入ります前に、ご 挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○上川総務副大臣 皆様、本日は第3回のドメイン名委員会を開催していただきまして、 ありがとうございます。村井主査を中心といたしまして委員会の委員の皆様、また、今日 は、ヒアリングということでわざわざお越しいただきまして貴重なご意見を賜るというこ とで、誠にありがとうございます。

前回はJPRS、そして、GMOの皆様からご意見を賜ることができました。引き続き、今回も貴重なヒアリングということでございますので、そうした中でも特にインターネットのグローバル性や諸外国の制度など先回もお話がございましたけれども、そうしたことを踏まえまして、今回のヒアリングの結果をさらに加えて、我が国においてドメイン名システムをこれからどうすべきかということにつきまして、忌憚ないご意見を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○村井主査 ありがとうございました。なお、藤川政務官は政務によりご欠席と伺って おります。

それでは、まず事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○西室データ通信課課長補佐 総務省の西室でございます。資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は4つございまして、資料1から資料3までが、本日プレゼンテーションを していただく方々、さくらインターネット様、日本インターネットプロバイダー協会様、 日本ネットワークインフォメーションセンター様、それぞれからの資料でございます。

なお、参考3-1に前回の議事録をつけさせていただいております。皆様には1回ご確

認をさせていただいてはおりますが、引き続き修正などありましたら、事務局までご連絡 いただければと思います。以上でございます。

○村井主査 ありがとうございます。

議題

(1) 事業者等からのプレゼンテーション

○村井主査 それでは、早速ですけれども、議事に入りたいと思います。本日は、今ご紹介がありましたように、さくらインターネット株式会社様、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会様、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター様、さくらインターネット、JAIPA、JPNICとお呼びすることになると思いますが、それぞれの方に、本諮問についての考え方、ご意見のプレゼンテーションの準備をお願いしてあります。プレゼンテーションは10分以内でお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

まずは、さくらインターネット株式会社様からお願いいたします。

○さくらインターネット(株) ただいまご紹介に預かりました、さくらインターネットの田中と申します。手元の資料をベースにお話をさせていただければと思いますので、 どうぞよろしくお願いいたします。

時間も限られますので、2ページと3ページは飛ばさせていただきまして、4ページの本題に入ってまいります。今回、委員会のタイトルとしまして信頼性と透明性と題されておりますけれども、私、さくらインターネットの代表としましても、やはり信頼性と透明性とがうのが一番重要なことであろうと考えております。

その中で信頼性という意味でいうと、技術的な信頼性――落ちないとか、重複して登録されないとか、そういった部分が1つございます。また、管理運営体制の継続性。例えばドメインですので、10年経っても、30年経っても、50年経っても管理体制が継続する、そういった信頼性の両面があると考えております。透明性ということで考えますと、レジストリの運営業務に関して公開されているのかどうかという部分がございますが、少なくともレジストリ業務は独占でしかできないということもございますので、そういった観点でいいますと、まずは情報開示という点にフォーカスしてお話をすべきかなと考えて

おります。

次のページに参りまして、ドメインのそもそもの価値という観点についてお話をさせていただければと思います。そもそも今回、「. jp」というドメインのccTLDに関しても少しフォーカスが当たっているように私は理解しております。「. jp」というドメインがある中で、他にも、「. com」だとか「. net」、また、当社が、新gTLDということで、「. sakura」というものを申請しておりますが、さまざまなドメインがあると。その中で登録されているドメインの中でも、例えば soumu. go. jp というのもあれば、yahoo. co. jp、これらは社会的インフラとして非常に重要なドメインでございます。しかしながら、例えば私が個人的に neko. com とか、neko. jp とか取っているんですけれども、そういうものは別に止まったからといって取るに足らない。ドメインの種類によって重要性が変わるという観点を少しお話しさせていただきます。

ドメインの価格ということでいいますと、おそらく soumu. go. jp とか、yahoo. co. jp、当社であれば sakura. ne. jp、こういったドメインというのは停止すると大きな影響を与えます。ですので、ドメインの登録料が1,000円だろうが、100万円だろうが、おそらく当社は払うだろうと考えています。しかしながら、neko. jp、個人のドメインが止まろうが、私は個人で払うものですので、やはり安いほうがいいという観点になります。そういったことで、ドメインの価格というのはドメインのラベルによっても変わりますし、価値観というのは変わるということをまず申し上げておきたいところでございます。そういった意味でいうと、人によってドメインが高いか安いかという感覚は大きく変わっているということがありますので、価格にフォーカスし過ぎるのはよくないんじゃないかという観点を事前に申し上げておきたいところでございます。

では、次のページに参りまして、6ページでございます。「. jp」、こちらについて我々の考え方を述べさせていただきます。1つ、技術的な信頼性、こちらにつきましては、やはり世界で最も安全なccTLDというふうに言われておりますが、実際に技術的に停止するだとかそういったことは一切発生していないと、こういった技術的な信頼性については非常に高く信頼しているというのが我々の立場です。

価格ということでいいますと、「. com」「. net」などは、やはり1,000円を切るような値段になっていますが、jp ドメインですと2,000円ちょっとということで高額である、倍から3倍ぐらいの値段であると言われております。ただ、絶対的な価格差でいうと、1,000円、2,000円のもの、それも年間でございます。ですので、それほど高いわ

けではないだろうと。私、ドメインマニアなので他に個人でもたくさん持っておりますけれども、海外の「.tv」とかだと年間3万円とかです。何で3万円を個人で払っているのかちょっとよくないなと思うのですが、それほどにやはり価格に関してはかなり差があるということが事実としてあります。

「.jp」の透明性という観点、こちらについて。JPRS様は株式会社でございます。 実は当社、株主でございますけれども、その立場でも、収支、貸借対照表であったりとい うのは出てきますけれども、ドメインの価格がなぜその価格になっているのか、どのよう なロジックでそのような運営になっているのかというのはあまり公開されていない部分で もあります。こちらにつきましては、やはり独占してレジストリ業務をする中ではある程 度の情報公開というのは、業務に妨げのない範囲ではございますけれども、必要になるの ではないかとは考えています。

継続性の観点でいいますと、株主の多くが創設時の個人の株主様であったり、我々のような昔から携わっている事業者で固められております。しかしながら、10年後、20年後、株主がどうなるのか、また、現在は東田社長の手腕によって非常に安全に運営されておりますけれども、20年後30年後働いていただければ良いのですけれどもそういうわけにもいかないと。そういった社長の交代をどういうふうに考えていくのか、そういったガバナンス面については少し心配をしている部分もございます。

ちなみに、JPRS社の株主構成を次に書かせていただいております。ここでポイントになりますのは、JPRSさんが設立された経緯でございます。やはり当初は非常にリスクを負って個人の株主の方が出資されたりだとか、当社においても、株主の打診を受けたときに、実際どのようになるのかわからない会社でもあったということで、ある種のリスクを負っております。現状でいいますと、比較的安定された経営をされていますし、安定した配当が入ってくるということではありますけれども、最初のリスクに対して現在のリターンというのはそれほど多くないのではないかという観点はございます。しかしながら、30年も50年も100年も経っても独占状態であるJPRSさんから、当社、また個人株主の皆さんが継続して配当を受け続けるということが果たして継続性の観点で良いのかどうか、こちらについては、当社のことではありながら少し心配しているところではございます。

次、8ページ、価格の話に少し戻らせていただいて、低価格化ということが世の中で叫ばれる際にそれが弊害もあるんじゃないかという観点を提示させていただきます。実は

jp ドメイン、先ほども申し上げたように、必要な人にとってはそれほど高くないんじゃないかと。高い、安いというのは絶対的な価値ではなく、相対的な価値でもあります。しかしながら、絶対的に考えますと、2,250円が高いかといわれると、そんなに高い感覚を私は事業者としては持っておりません。

ですので、逆に安くしたときにどのような問題が起きるかということですけれども、ドメインというのは、結局、利用者が放棄した時点で他の人が取れるようになります。しかし、検索エンジンなどにそのリンクが残っているわけですので、新しい申請者が同じドメインで申請すると、今までのトラフィックを当然のことながら継続することができる。そこに広告を載せるとか、そこで稼ぐというようなセカンダリーマーケットというビジネスがございます。こちらについては、やはりドメインの値段に比例するようにビジネスのやりやすさが決まってまいります。「.jp」の場合は、高くはないですけれども、比較的安くないおかげで、他人が使わなくなったドメインを全て取ってしまって全部のトラフィックを自分に向ける、そういったことができないというような観点もございます。ですので、低価格化するのが良いことかどうかというのはもう一度考えるべきではないかというような提示でございます。

「.jp」「.com」、さまざまなドメインがございます。 9ページでございます。ドメインが安い方が良ければ「.com」を取ればいいですし、信頼性が欲しければ「.jp」を取ればいいんじゃないか。もちろん独占状態で jp が登録されている中にあって、これが嫌ならほかに行けという論調が通じるのかどうかというのは別の議論がございますけれども、少なくともヤフーさんにしても、総務省さんにしても、当社にしても、「.jp」が 1,000円安くなるよりは今の信頼性を維持してほしいと、おそらくそう思うかと思っております。そういった意味ですと、やはり信頼性を重視するのか、料金を重視するのかというのは不毛な議論でもあるのかなというのが私の立場でございます。

実際に10ページを見ていただきますと、全体のドメインの中でいうと、日本のトップ 100に関しては jp が47%を占めています。しかし、さくらインターネットの場合は 個人のお客様が多いということもございまして、実はgTLD、「.com」「.net」が多いと。 これはすなわち、お客様が、もっと安くていいという方に関しては別のドメインを選択しているという実情を反映させているんではないかなと考えています。

その次のページ、11ページですけれども、半分は「.com」です。そういった意味でいうと、「.com」のほうが何か格好良いと思うような個人さんもいて、あとは安いという観

点もある。でも、日本企業さんは「.jp」のほうがやはり良いんではないかというふうなブランド力というのが分かれているのかなと考えています。

12ページでございますけれども、先日の議事録を見ますと、消費者保護の観点というのがございました。しかし、ドメインで消費者保護をするというよりは、ウェブサイトの内容に応じてやはり関連の法律を整備していくということになろうかと思いますので、ドメインで1つくくってしまうというのはあまりにも乱暴なのではないかということを申し上げているものでございます。

13ページでございます。TLDごとにガバナンスは変わるべきだと思っています。「.jp」ということでいいますと、JPNICさん、政府、JPRSさんという体制、こちらに私はそれほど疑問は感じておりませんが、当然改善をしていくという必要はあろうかと思っています。同じく、「.tokyo」などの地域型の新gTLDもそうです。それに対して、一般ブランドの新gTLDというのは商標でございますので、それほどの特別な保護が必要かというとそうではないと考えています。

ということで、時間になりましたので、最後のページでございます。まず、我々の申し上げたいこととしては、jp ドメインにおいて最も重要なのは信頼性であろうと考えております。jp ドメインは高いから登録数が少ないという意見もございます。あとは、実は海外からドメイン「.jp」というのは登録できないという制約もございます。しかし、そのおかげでおかしなサイトがはびこらないであったりとか、あとはセカンダリーマーケットが発生しないので、本来の利用目的以外で居座っているような広告主も比較的少ないというのもございます。そういったことでいいますと、技術的にも、ドメインの利用者の内容についても信頼性が担保されている jp ドメインというのは比較的好意的に私は見ております。

その上で、やはり透明性の観点からいうと、原価構造とか研究開発にどれだけ投資しているのか、そういったことについてはもう少し公開されてもいいのではないかと考えています。加えて、現状ではJPNICさんと政府とJPRSさんの体制というのは特に問題は発生していないと思います。現状を変更するというのも、今の我々の考えている信頼性などからすると注意しなければいけないところですが、30年経って、この問題が顕在化したときに解決できる人がおそらくいないと思うんです。私は解決できる自信はございませんし、そういった意味でいうと、早目に議論しておいたほうが良いことであるのは事実かなと。ただ、現状すぐに変えるというのもやはりリスクかなと思う中で、私の意見とし

ては揺れ動いているというのが正直なところでございます。

残りの2点については、先ほど申し上げたとおりでございます。

以上で、さくらインターネットからの発表とさせていただきます。ありがとうございました。

○村井主査 ありがとうございました。

それでは、委員の方からご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、江﨑先生、それから、上村先生。

○江崎主査代理 どうもプレゼンテーションありがとうございました。改めてコストの問題と信頼性の問題を事業者の視点で整理していただいたことは非常にありがたく思います。やっぱり「.jp」がかなり高い信頼性をグローバルにもちゃんと持っているし、そういう運用の信頼性をちゃんと担保しているというのが、ビジネス的にも非常に信頼されているということだと思います。

そういうところもお話しされながら、sakura のTLDをお取りになるときに、どんなところを気をつけようと思っていらっしゃるんですか。

- ○さくらインターネット(株) ドメインを取得するきっかけということでしょうか。 それとも、今後の運営ということでしょうか。
- ○江崎主査代理 特にやっぱり運営のほうがここではお聞きしたいところだったんですけれども。
- ○さくらインターネット(株) まず一番大きなところというのは、「. sakura」というドメインを維持できるかどうかという継続性であると考えています。というのも、gTL Dを取ってしまって、例えば tanaka. sakura というのを取った場合に、その方が、当社がsakura というgTLDをやめるというのでドメインがなくなってしまうというのは決して許されないことだと思っています。ですので、エスクローなどをしっかりと整備するというのも当然重要ですし、そもそも当社が「. sakura」を継続できるだけの根拠、裏づけ、当然売り上げだったり、利益、そういったものをしっかり担保していくのが一番重要だと考えています。
- ○村井主査 上村さん、どうぞ。
- ○上村委員 国際大学の上村でございます。貴重なお話ありがとうございます。価格については、私、多分前回ご報告をさせていただいたと思うんですが、そのときあまり強調 しなかったのは小売の値段と卸売の値段は違うということなんです。小売の値段は、おっ

しゃるようにいろいろな価値の認め方がありますから、おっしゃった議論はあると思うのですが、卸売的な値段については同じ議論が当てはまらないんじゃないかなと思いまして、 その点についてはどのようにお考えなのかというのが1点です。

それからもう1つだけ伺いたいのが、JPRSの主要株主というのが出ておりましたので、その点についてお尋ねします。ccTLDはローカルなインターネットコミュニティーのためのものというようなふわっとした定義があるかと思いますけれども、そのような意味では、ドメイン名を管理するccTLDも、ローカルなインターネットコミュニティーの代表によって支えられていることがふさわしいかなと思いますが、そのような観点からして、この主要株主構成というのはどのようにお考えかというのを、個人的な感想でも構いませんので、教えていただければと思います。

○さくらインターネット(株) では、2点ご回答させていただきます。まず卸売の値段ということですが、おっしゃられるとおり、レジストリから600円、700円でgTLDの場合は、「.com」の場合は卸されていると。それにレジストラ側は業務をのせて、それを1,000円で売るか2,000円で売るかというのが小売価格になるわけです。JPRSさんの場合は、レジストリ機能とともに、ある種のWHOISの管理とか、どちらかというと、「.com」では管理をしていないようなところまでレジストリ側でやっているということでコストが上がってしまうということはどうしてもあるのかなと思っています。実はレジストリの重複して登録しないという事業以外の機能を持たせていくと、どうしてもいわゆる卸売から小売価格に近づいてきてしまうと。卸売価格があって、卸売価格にさまざまなコストがのせられて最終的に消費者に届けられるわけだと思うのですけれども、その中でレジストリ業務以外をどれだけやるかによって当然議論は変わってくるんだろうと思っています。

そのような観点でいいますと、JPRSさんに関しては、ある種、gTLDよりは少したくさんの機能を持たれているということがありますので、卸売価格としては高くなるのはどうしようもないのかなとは考えています。しかしながら、どの部分がレジストリのほんとうに重複して登録しないためのコストなのか、それでいわゆるgTLDとの比較ができますよね。それ以外に、WHOISのサーバーとか、付加価値のためにサポートとか、そのためにどれだけのコストがのっているのかというのを開示された上で、そのまとめた価格を卸売価格として提示するのはJPRSさんの姿勢としては間違っていないと思います。ただ、その詳細が全くわからないということだけが少し気になるところかなと思って

います。価格の話から少し外れてしまったんですけれども、そのような感覚を持っております。

もう1つ、株主の構成なんですけれども、2つの意見がございます。まず、株式会社にした以上は株主を集めないといけないという観点がございます。だからといって、JPNICさんが全額出資できる状況になかったということは私、理解しておりまして、それ以外に個人株主を集めざるを得なかったというような当初の状況があると思います。そういった観点でいいますと、コミュニティーが出資してくれるかというと何千万も出資はしてくれないわけで、やはりある種リスクを負った、インターネットにおける志の高い方が個人で出資した状況というのは当然理解できるのかなと思っています。

ただ、もう1点でいいますと、先ほどプレゼン中で申し上げたとおり、志の高い方の子孫の方が、昔出資したからといってずっとそれを相続してJPRSさんの利益が配当として受け取れて良いのかという問題はあると思います。ですので、株はどうしても1代限りではございませんので、そういった観点では当然考えざるを得ないところがあるだろうと。ただ、私なりの答えというのは、今の感想だけであって、結論は見出せていないというのが現状でございます。以上のようなことでよろしいでしょうか。

- ○村井主査 それでは、加藤さん。
- ○加藤委員 ご説明大変ありがとうございました。1点、12ページで、消費者保護の 観点からいえば看板であるドメイン名を規制しても意味がないというふうにおっしゃられ ています。私も規制とかいうことには大変反対でして、前回、前々回もそういうことを申 し上げたんですが、本当に規制をしても意味がないかどうか、そのようなドメイン名に関 する問題を消費者保護その他いろいろな日本の法律の観点で見ることに意味がないかどう かというと、それは意味がある場合があると思います。

例えば今日のご説明の8ページ目に、もしドメインを安くしてしまうと、使わなくなったドメイン名に呼び込んだところでクリックして関係ない広告を見せる、これはある意味では消費者を困ることを創作しているわけですね。これはドメイン名の価格をどうするか、制度をどうするかということがきっかけでこのようなことが起こってしまう可能性があるという例だと思うんです。

そういう意味で、ドメイン名の技術的な管理、これは本来さくら様など皆さんがされているわけですが、単なる技術的管理をするだけと言ってもその結果、いろいろ社会的な影響を与えることにつながる可能性がある。もちろんそれを規制するというよりは、ほかの

法律の枠と合わせてどうやってそれをうまく処理していくかということが必要であります。 単にこれはドメイン名の問題とは関係ないというようには言い切れないのではないかと思 います。

○さくらインターネット(株) ありがとうございます。そういった観点で申し上げますと、おっしゃられるとおり、ドメイン名が他の人に使われてしまうということで、もともとのドメインの所有者が不利益を被ると。自分のブランドでアクセスを集めたものを他の人が横取りするということもあります。また、間違ってクリックしてしまうという例も非常に多いと聞いています。そういった観点ですと、おっしゃられる通りだと思います。

その上で、ドメインでなくても、例えばブログサイト。ブログサイトで、例えばライブドアブログなどだと自分のアドレスをつけられるわけですけれども、そのブログを閉鎖して、新しい人が開設すると。そうなると、今までのアクセスが違う人のブログに行ってしまうと。当社でも、sakura. ne. jp のサブドメインというのを出しているのですけれども、それが使い終わった後に他の人が取ったらやはりトラフィックがやって来てしまうということですので、ドメインに限った話というよりは、サイトのURLを他の人が引き継いだときにどういうふうに保護していくのか。ドメインを引き継ぐこともあれば、ほんとにブログのアドレスを引き継ぐこともあれば、例えばフェイスブックだと、フェイスブックをやめた後にそのアドレスを引き継いだ人をどう保護するのかという観点だと思います。今おっしゃったことに関してはドメインでも当然管理はできますが、ドメインでなく、広くウェブサイトのURLの保護といいますか、古い利用者に対し新しい利用者が同じアドレスで来たときにどう対処するのかという問題に一般化できるのかなとは考えております。

- ○村井主査 どうぞ、沢田さん。
- ○沢田委員 ありがとうございます。大変わかりやすいご説明ありがとうございました。 私も消費者保護の1点と、価格の点で1点、2点お話しさせていただきたいと思います。

消費者保護の話というのは、多分、初回に私が口走ったのが議事録に残っているのかと 思うのですが……。

- ○さくらインターネット(株) すみません、失礼しました。
- ○沢田委員 すみません、そこでほとんど説明ができなかったものですから。問題意識は、ドメイン名を法律的に規制することによって消費者保護を実現すると考えて提案や希望をしているわけでは全くなくて、言いたかったことは、ここに挙げていただいたような、法律に違反している違法なサイトがある。違法なサイトに対して法執行をかけたいとか、

法執行前の段階で警告を出したいと思うのだけれど、サイトの運営者がどこの誰かわからない。そのときに、WHO I S とかを検索してみるのですが、大抵の場合は確信犯で隠されていることが多くて、個人はプライバシー保護の観点から隠されていても仕方ないかなと思うケースも多いのですが、法人で、しかも特商法の規制がかかるようなショッピングサイトであっても運営者情報が隠されてしまうという状態はどう思ったらいいのだろうというのが消費者保護からの問題意識です。

もう1点の価格の話は全く違う話でして、私自身はとにかく安くすれば良いと思っているわけでは全くないのですけれども、今回委員会に参加させていただくに当たって、私の周りの中小のネットショップ、インターネットショッピングをやっている零細企業に、ドメインについてどう思うかと聞いてみたところ、「.jp」は欲しい、欲しいけど高い、高いので仕方なく com を使っているんだという話を結構聞きました。そのような意味で高いと思っている人はやはりいる。それが信頼性とのトレードオフになるとは多分彼らは認識がないと思います。ただ、これから日本の良い物を海外に向けて売っていこうというサイトを運営している方はやはり jp が欲しい、欲しいけど高いからやめているという話を聞きました。以上です。

- ○さくらインターネット(株) ありがとうございます。大変勉強になります。
- ○村井主査 その他いかがでしょう。どうぞ、土井さん。
- ○土井委員 クリアなご説明ありがとうございます。先ほど14ページのほうで、透明性の観点から、原価構造や研究開発投資の内容など情報開示が必須であるというように述べていただいています。原価構造に関しましては、先ほど質問への回答の中で若干触れていただいたのですが、もし可能であれば、研究開発投資の内容など、どういうことを考えておられるか挙げていただけないでしょうか。

○さくらインターネット(株) 大きく分けると3つあると考えています。1つは研究開発にかかわる部分でございます。もう1つはレジストリの革新的な、重複させないであるとか、そのような、レジストリが本来設けないといけないところに関するコストでございます。もう1つは、JPRSさんがサービスとしてやっているレジストリ以外の部分です。例えばサポートとか、WHOISサーバーの運営とか、そのようないわゆる「.com」のレジストリ以外がやっているような部分です。その3つは少なくともわかったほうが良いのかなと考えております。

○土井委員 ありがとうございます。

○村井主査 大体予定していた10分を過ぎましたので、とりあえず次のプレゼンテーションを伺って、何かありましたらまた戻ってこられるようにしたいと思います。

それでは引き続きまして、日本インターネットプロバイダー協会からのプレゼンテーションをお願いいたします。

○ (一社) 日本インターネットプロバイダー協会 すみません、遅参しまして失礼しました。日本インターネットプロバイダー協会の立石と申します。ドメイン名についてということで10分ほど話をさせていただきたいと思います。

まず1枚めくっていただきまして、当協会とのかかわりでございます。多くの、ほとんど、120社余りがISPなのですが、一部、レジストラさん、それから、もちろんJPRSさんもいらっしゃいますので、レジストリさんも現在当協会の会員としていらっしゃるということ。

それと、多くの、ほとんどのISPはドメイン名のリセラーになっているところで、事業としても非常にかかわりが強いところであるということでございます。

3年前の日本インターネットドメイン名協議会にも参画させていただきまして、一部、 地名のgTLDに関する「地理的名称トップレベルドメイン導入の手引き」等の作成にも 加わらせていただいておりました。

協議会解散後、引き継ぐところがないということもありまして、地名のgTLDについての自治体等の問い合わせ等について回答を行っております。ただ、これ、専門性が非常にありますので、当協会会員さんのレジストラさん等にお願いしているということですが、ここ数年、もう申請も終わったということで、問い合わせ等は今のところはございません。これが主な関わりでございます。

1ページめくっていただきまして、ドメイン名は誰のものかというのは非常に難しい問題で、ここで答えを出すということではなく、このように考えるのはどうかというご提案でございます。cc、「.日本」「.jp」に限らず、gTLD、地名の場合は、公的な文字列を利用してビジネスを行う以上、一定の枠組みは必要ではないでしょうかということでございます。特にTLDの文字列そのものについては、公共財という言葉が適当かどうかは別の方に判断していただくとして、言っても良いのではないかと。

そのために、公的名称を含む文字列に関しては、電話番号とか住所といったように誰の ものでもないと考えるべきなのか、あるいはセカンドレベル、サードレベルにおいては、 ブランド名等がありますので、所有権を持っているというような思考で良いのかといった 検討を行うべきではないかと考えております。なぜそういうことが必要なのかというのは 後ほど説明させていただきます。

続きまして、1ページめくっていただきまして、その上で、ccTLD、地名gTLDレジストリに求められるものはこうではないでしょうかということです。もちろんレジストリは、JPRSさんはじめ、その他今申請されている地名gTLDのレジストリも一般企業ですけれども、先ほどの公的なものということを考えると、一定の制約、制限はかけられてもいいのではないでしょうかと。

こういうことも考えられるということで、どこかがこういうことをやっているということではありませんが、特定のTLDドメイン名のホームページやメールサーバーは全て自分のところ、レジストリなのか、その他契約している別の者なのかもしれませんが、といったビジネスモデルは果たして、もしICANNが許した場合許されるんでしょうかということです。例えば申請されて、例えば「. hokkaido」というところをやる企業が出てきて、そこが、「. hokkaido」に関しては全て自分のところでホスティングしますといったようなことがもし考えられた場合、それをもしICANNが許してしまった場合、良いのかということです。

特に下に書いてありますように、gTLDに関してはICANNとの契約上かなり制約もありますが、特殊なものが認められたこともありますので、可能性としてはゼロではないと。一応、参考までに「.tel」を出していますが、ご存じのように、「.tel」はホームページもドメインもなくてディレクトリサービスですが、あるところに集約されています。これはどこかの企業に入れなさいというのではなく、「.tel」が性質上そうなってしまうということなのですけれども、一部そういうこともありますので、今後、今回1,900も申請されていますので、そういうものがないと言えないとは思います。

続きまして、5ページ目です。地名のgTLDについてですが、前回といいますか、今回といいますか、地名のgTLD申請に関して自治体のいろいろな対応がございました。 先ほどのサポートでいろいろなお悩みを聞いたこともありますので、その中から拾ってきております。

1つは、複数の申請企業に対して、足切りのみで、要望のあった企業全てに地方の自治 体が同意書を発行したということがありました。また逆に、その自治体ごとですけれども、 選定委員会を設置して選定した自治体もあるようです。これはある県の自治体に関しては、 情報政策といった観点でこういうことをやったのではなく、あくまでコンピューターのシ ステムなのだからシステム課が考えなさいということだけでやってしまったようなところもありまして、果たしてそういうことで良いのでしょうかということです。

ということで、これ、国だけには限らないのですが、一定のサポートが地方の自治体に対して行われるべきではないか。今後もgTLDの募集がある可能性は非常に高いので、それまでにある程度の用意をしておく必要があるのではないかなと考えております。特に最終的に不利益を被るのはその地名ドメインのユーザーだと考えられますので、ただでさえドメイン名に関しては日本は遅れていると言われていますので、さらに遅れないようにしなければいけないのではないかと思います。当然ccTLDと同じく公的なものでありますので、公共の利益に資するような運用をされるべきだと考えております。

もう1枚めくっていきまして、6ページになります。そういう意味では、ドメイン名というのはみんなのものでしょうと。公的なTLD、これは地名に限らず、地名、国名ですけれども、一定以上の透明性、公平性等がおのずと求められるのではないかと。透明性はもちろん他の議論でもありまして、例えば公平性にしても、例えば知財を持っている、ブランドのようなものを持っているところに対してどのようにするのかや、それが具体的に、では、新しくTLDを入れる場合に、例えば今よくやられているのはサンライズランドラッシュー般登録というような形で新TLDは投入されますけれども、ほんとうにそれだけで、それで悪いということではないのですけれども、いろいろなことを考える必要がないのかなということでここで述べさせていただきます。

そうなった以上、国の重要インフラとなっているインターネットの基盤システムの一部である以上、一定以上の情報公開は必要でないでしょうかと。高度情報通信ネットワーク社会形成基本法、その中に、3条とか5条だったと思いますが、インターネットを全ての国民が利用できることというようなことが書いてあります。

先ほどさくらの田中さんもおっしゃっていましたように、今すぐこういうことが起こるというようには思わないですけれども、3.11のようなこともございますし、もし今運用されているJPRS社さんにもし不測の事態が起こった場合に、政府は例えば金融のように直接支援をするとか、あるいはユーザー保護に預金を例えば2,000万円まで保護するといったようなことをする法的根拠がないということも含め考える必要があるのではないかなと思います。ということは、やっぱりドメインがどのような財であるか、財でないのかもしれませんけれども、どういうふうに考えるのかということを検討する必要は今後あるのではないかなと考えます。

さらに1枚めくっていただきまして、先ほど冒頭で申し上げましたように、この選定委員会に我々も参画しておりました。そのときに、JPRSさんが「.日本」の事業者に選定された際に、選定委員会から以下のようなコメントが付されているけれども、こういったことに留意する必要性があるのではないかと。繰り返しになりますが、特に下から4行目あたりの公正性とか透明性、あるいは情報公開と適切なガバナンスの確保が必要だとされていますので、他のレジストリさんについてもやはり同じようなことが求められると思います。

1枚めくっていただきまして、その上でccTLD及びgTLDの運営事業者の権利と 義務の明確化ということです。権利はおのずと国または地方自治体からエンドースメント をいただいておりますので、その文字列を利用する権利を有していると。他のところはで きないとなるのですが、これが適切かわかりませんが、他のインフラ等を担う企業の財務 諸表開示レベルと同じような感じで、透明性の確保という点からも公表されるべきじゃな いかと。公共交通機関とか、電気、ガス等その他の公的資産を独占あるいは寡占的に利用 して事業を行うものというのは別途法律もありますので、必ずしも法律をつくるというわ けではないですが、それほどの透明性は必要でないかと。

次に、民間運営のメリットが損なわれるのではないかという話もありますが、個別の証憑まで出せと言っているわけではございません。現状、NPOも全ての財務諸表は閲覧することが可能ですので、その辺ぐらいまではccTLDあるいはgTLDの運営事業者は、会社全体じゃなくても運営事業部だけも結構だと思いますので、出す必要はあるのではないかなと思います。もしこれで何かメリットが損なわれることが案じられるということあるのであれば、それは個別に検討するということで良いのではないかなと考えております。最後のページになりますが、同じく権利と義務ということで、これも信頼性です。やはり先ほどの議論でありましたように、一定以上の信頼性を確保していることをある程度証明するべきでしょうと。何をもって信頼かという議論は今後いろいろあるとは思いますが、事業継続や技術的な安定性に関連して、どなたが見ても客観的あるいは合理的に説明されているなというものが必要ではないかと。これに関しては言葉で書くのも簡単ですが、ガイドラインなり、ICANNの技術基準がありますのでそれでも良いとは思いますが、あ

最後になりますが、やはり先ほどのIT基本法の第7条にありますように、公共性の確保は、政府なり国なり行政府の役割だというように書いてあるところもありますので、先

る技術基準といったもので信頼性を確保するということが必要ではないかと。

ほど30年後の話がありましたけれども、30年後も安定的に運用されているということも含めて、一定以上国の関与というのは必要ではないかと考えております。以上になります。

○村井主査 ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見等いただきたいと思います。

どうぞ、上村さん。

- ○上村委員 先ほどの透明性の話を伺ったときに、おっしゃった透明性は、おそらく結果の透明性のようなことではないかと思ったんです。財務諸表の公開であるとか、こう決まりましたということの公開のように理解をしました。ただ、インターネットガバナンスでは、それに加えてそのプロセス、過程の公平性などが非常に重視されているところがあります。その点については何かお考えのことはありますでしょうか。
- (一社) 日本インターネットプロバイダー協会 もちろん結果だけではなくて、プロセスに関しても、やっぱりみんなで使うものである、インターネットはマルチステークホルダーというのが原則ではありますので、できるならばそこまでというように思います。
- ○村井主査 いかがでしょうか。どうぞ。
- ○江﨑主査代理 どうもプレゼンテーションありがとうございました。 5ページのところに、リテラシーの低い日本がというように書いてあって、具体的にどういうところかと思いながら拝見したのですが……。
- (一社) 日本インターネットプロバイダー協会 すみません。
- ○江﨑主査代理 先ほど沢田委員からもありましたけれども、例えば「.jp」の信頼性 の話とかいうのが実はマーケットの実態の中ではきちんと知られていないというようなと ころも多分含めたところになるのかなという面も、今日のプレゼンテーションを聞いて思いましたけれども、先に、何か意味があれば教えてください。

それから、2つ目は少し意見です。今回、地名gTLDの話とgTLDの話とccTLDのこの3つがあるということを非常にクリアにお話しいただいて、ありがとうございます。そうすると、多分ICANNのお話も幾つか出てきて、ICANNとの関係とか約束とかいうのがそれぞれ少しずつ違いますよね。それと国の関係、自治体の関係が少しずつ違うので、やっぱりこのあたりをきちんと整理したほうが良いのかなという気が少しいたしました。それは少し事務局のほうにお願いしたほうが良いかなというポイントだと思います。

最初の質問へのご回答、お願いします。

- (一社) 日本インターネットプロバイダー協会 リテラシーが低いというのは、何でもかんでもというわけではないですけれども、今、江﨑先生がおっしゃっていたようなこともそうですし、むしろさすがに自分で商売する、インターネットで何かという方はドメイン名ということを頭にまず今は思い浮かべるのは普通になったんですけれども、一般の利用者の方がドメイン名というものを意識しているのは、ほぼメールアドレスを打つとき以外はないという意味です。それこそ低いという言葉は、すみません、適当かどうかは別ですけれども、それぐらいです。すみません。
- ○村井主査 いかがでしょうか、その他。どうぞお願いいたします。
- ○新美委員 どうも説明ありがとうございました。1つ伺っていてよくわからない点が、6ページの、ドメイン名がどのような財であるかを検討するというのは一体どういうことを想定されているのか説明いただきたいと思います。
- (一社) 日本インターネットプロバイダー協会 ここに書くかどうか迷って最終的に抜いてしまったのですが、実は財務諸表上、ドメイン名の取得に当たる金額、お金が税務処理するときに何にするかという議論がどうもあるようでして、リース料なのか取得料なのかみたいなのによって変わってくると。日本の場合、セカンダリーマーケットは非常に少ないですけれども、海外だとセカンダリーマーケットが当たり前で、何千万、何億というので売買されていますけれども、そのときに税務署は、どう処理するんでしょうという話があります。これはIPアドレスでもそうですが。そのような意味で、わざわざ財という言葉を出させていただきました。
- ○新美委員 どうもありがとうございました。
- ○村井主査 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。 どうもありがとうございました。

次に行く前に、今、セカンダリーマーケットということをお2人の方が仰いましたので、 申し訳ないけれども、皆さんに説明をしていただいてよろしいですか、どちらか。どちら でも結構です。

○さくらインターネット(株) では、田中のほうから話をさせていただきます。端的に申し上げると、ドメインというのは誰でも空いているラベルは――ラベルというのは、例えば tanaka が空いていれば、tanaka.com も tanaka.jp も取れるということがございま

す。しかしながら、ラベルごとに価値が全く異なっています。アメリカだと、例えば shop. com と ecshop. com だったとすると、shop. com のほうが何百倍も何千倍も価値が高い ということになります。なので、取得料はともに、例えば10ドルだったり5ドルだったりするわけですけれども、そのドメイン自体の持つ直観的な感覚であったり価値というのは全く異なっているということが背景にございます。

ドメインを使わなくなった後に、もしくは自分は使いたいのだけど、もっと高く売れるなら転売してしまおうというような話が1つございます。ですので、例えば10ドルで取得したドメインを、次の年にもっとそれを欲しい人に対して販売する。あるドメインの場合は10億円以上でアメリカで売買されたという話もありますし、実際、Sedoというドメインのオークションサイトにおいては、日々、何百ドメインもの多くのドメインが売買されているという状況がございます。そういったように、ドメインを取得するだけではなくて、それを売買するというマーケットがまず1つ。

もう1つは、使わなくなったドメイン、廃止された後にすぐさま他者がそのドメインを 取得して、もともと来ていたトラフィックを奪ってしまう、そこに広告を載せるというよ うなビジネスがございます。私のプレゼンテーションでも具体的に数字を挙げさせていた だきました。実際に書かせていただいたページですけれども、8ページでございます。

例えば1日100件ぐらいアクセスが来ていたドメイン、廃止してしまった後に、そのドメインを取得したとします。100件のアクセスが発生していると、30日で3,000件、このクリックが0.1%だったとすると、年間で36回その広告がクリックされることになります。ワンクリック50円だったとした場合に1,800円の収入がある。ドメインを例えば1,000円で仕入れて1,800円の収入があったとすると、800円の収入が1ドメイン当たり発生すると。そういうドメインを1万ドメイン、10万ドメイン、100万ドメインと取得していくとおのずとから何千万の売り上げが上がると、そういったマーケットもございます。ですので、転売マーケットと、ドメインが廃止された後にそのトラフィックを奪って広告を載せるというマーケット、そういったものがセカンダリーマーケットとして認識されております。

○村井主査 ありがとうございました。

よろしいでしょうか。それでは、立石さん、どうもありがとうございました。

引き続きまして、日本ネットワークインフォメーションセンターからのプレゼンテーションをお願いいたします。

○ (一社) 日本ネットワークインフォメーションセンター 日本ネットワークインフォ メーションセンターです。現在理事長を務めております後藤滋樹です。本日の説明は、私、 後藤と、ドメイン名担当理事の石田慶樹さんと分担して行わせていただきます。

お手元の資料、最初は資料3-3の表紙でございます。次は目次でございますので、省 略いたします。

次の3ページにJPNICの紹介がございますが、これも特段説明が必要というように は思っておりません。

4ページ目にミッションと書いてございまして、我々、一般社団法人でございますので、 定款の定めがございますが、これは従来のいわゆる社団法人であったときと内容としては 変更しておりません。定款には「目的」の項目がございまして、事業という中の第5項目 目、コンピューターネットワークの資源管理というものが定款の中にうたわれております。 実際に行っている事業はその次の5ページを見ていただきたいのでありますけれども、 大きく分けますと、インターネット基盤整備事業、IPアドレス事業がございます。本日 の話題に合いますのは、インターネット基盤整備事業、特にこの委員会のこれまでの審議、 あるいはこの委員会が発足するときの情報通信政策部会でのご議論を拝見いたしますと、 「JPドメイン名の管理支援業務及び公共性の担保に関する業務」というところに当たり、 この場ではこれをご紹介するのが適切だと思いますので、この後の説明を石田慶樹さんに

○(一社)日本ネットワークインフォメーションセンター それでは、石田のほうから、ドメイン名の運用管理について説明させていただきます。6ページをご覧ください。これはJPドメイン名の管理のJPRSへの移管の経緯を時系列に沿って説明したものとなります。JPNICにおいては、1991年から属性型及び地域型JPドメイン名の管理を行ってまいりました。これは実は話題に出ておりますICANNの設立より前から行っておったものとなります。その後、主にJPNICにおいてJPドメイン名の在り方が検討され、議論が行われ、その結果を受け、2000年12月にJPドメイン名の登録管理業務の移管をJPNIC総会で決定しております。それを受け、JPRSが設立されたという経緯となっております。

お願いいたします。

(「. jp」が) 2 例目という状況になっております。これが属性型及び地域型ドメイン、基本的に1組織1ドメインというルールを持っていたドメイン名のあり方で、加えて、複数のドメイン名がとれる汎用JPドメイン名については、2001年2月より、当初はJPRSがJPNICの業務代行という形で運用を開始し、その後、地域型・属性型ドメイン名の移管に合わせて、この業務も移管されたという形になっております。

7ページをご覧ください。ここでは、先ほども幾つか議論が出ておったと思いますけれども、民間企業であるJPRSにもし万が一のことがあった場合に備えて作っている体制についてこれからご紹介させていただきます。基本的にJPドメイン名の運用管理につきましては、インターネットのインフラ、すなわち、基盤として安定的な運用を行うことを第一義として捉えております。これに基づきまして、前回JPRSのほうから説明がありましたような設備等の安定的な運用保守に加え、JPNICがかかわっております3点の仕組みをつくり、これまでの実績を積み重ねてまいりました。

まず1点目については、JPドメイン名のサービス開始をきっかけとしまして、JPドメイン名の紛争処理の仕組みを構築しております。これはADRとも呼ばれます、裁判外紛争解決手段であり、当事者間の紛争を第三者の専門機関により解決するものとなっております。

2点目は、JPRSへの業務移管に際し、データエスクローを開始しております。これはレジストリに事故があったときのために、レジストリが保持しているデータを独立に保管することで、万が一のときにも安定運用の継続を可能とするものであります。この仕組み自体、世界に先駆けて構築した仕組みとなります。

そして、3点目といたしましては、これももし万が一に何かあった場合のために再移管のための仕組みを用意しております。これはJPRSへの業務移管に際して導入したものとなりますが、JPNIC、JPRSの間で締結した移管契約により定めた手続に基づき、JPRSがやるべきことをやってない、問題がある場合には、政府とJPNICが協議によって再移管を決定することができるというものとなっております。

以上の3点につきまして、図を用いてもう少し説明させていただきます。まず1点目、 JP-DRPについてとなります。自らが保持することが正当だと思うドメインが他人に よって取得されていた。しかもそれが不当な目的で取得されていた場合、そう考えた当事 者が申立人となりまして、専門機関である日本知的財産仲裁センター、これが第三者機関 となりますけれども、こちらに申し立てを行います。第三者機関である日本知的財産仲裁 センターは、該当ドメインの登録者、すなわち、今現在の保有者に対しても答弁を行わせ、 両当事者の主張を専門家として公平に判断し、裁定を行いまして、その結果をJPRSに 通知いたします。JPRSは、裁定の結果、移転もしくは取り消しが相当という通知を受 けた場合には、その作業を行うことになります。この全体的な枠組み、方針や手続の策定 を IPNICが行っております。

ここで J P - D R P という枠組みをつくった目的の1つとして、日本語で申し立てや答 弁を行うことができるというのが1つの大きな点となっております。これまでこの仕組みで、2000年に開始して以降、J P ドメイン名130万件に対して115件の申し立てが行われておりまして、うち、裁定を不服として裁判に至ったケースは10件となっております。

続きまして、9ページをご覧ください。これはデータエスクローに関する説明の図となります。ccTLDであるJPドメイン名のレジストリオペレーターであるJPRSが、別途、第三者として選定されているデータエスクローエージェントに対して、エスクローデータをレジストリデータのほぼ全てから生成し、(エージェントに)転送を行い、エージェント側は、転送したデータを検証を行った上でオペレーターに通知します。JPNICの役割としては、両者に対する監督・監査を行い、運用状況の報告を受けるような状況となっております。

さらにJPNICの業務といたしましては、全体の監督と統制、日次や月次の業務の監視、年1回の定期監査。エージェント自体を公募しておりますので、それの選定並びに、もし万が一にでもレジストリの再移管あるいはレジストリに故障があった場合にエスクローデータの新レジストリへの移行の統制を行うものとなっております。これまでこの3者体制になってから9年間この仕組みにおいて問題は発生しておりませんし、また、定期検査も毎年合格したような状況でございます。ここで、エスクローエージェント並びにエスクローデータ自体が、ローカルプレゼンスといいまして、日本に所在していることをあわせて申し添えておきます。

そして、第3点目の仕組みとして、10ページをご覧ください。これはICANNとの ccTLDスポンサ契約及びJPドメイン名登録管理業務移管契約に基づきまして、JPRSの運用管理について、責任履行状況の監視を行い、問題が生じた状況で、かつ改善されない場合には他者へ再移管を決定することができるものとなっております。この再移管の決定においては、政府とJPNIC相互の協議によって改善勧告を行い、改善されない

場合に再移管を行うものとなっております。

下の図のほうには、ICANN、政府当局、JPNIC及びJPRSの関係を示しております。政府とJPNICが相互に協議することによって、JPドメイン名の登録管理業務の公共性を担保し、それをICANNに対してエンドースする。政府がICANNに対してエンドースするというような形になっております。以上が、JPドメイン名の運用管理の考え方についての説明となります。

ここで、後藤理事長より、一般社団法人化について、JPドメイン名等の運用管理について説明いたします。

○ (一社) 日本ネットワークインフォメーションセンター また説明が後藤に戻ります。 今般、一般社団法人に4月1日から変わっております。定款は微細に変えたところがございますが、これは一般社団法人にするに当たりご指導に従ったものでございます。対外的な権利、義務、契約等は有効であるということを考えておりますので、既にこの委員会でもご紹介のありました移管契約は相変わらず有効であると考えております。

また、この部分は参考資料のほうにもわたるのでございますけれども、一般社団法人になったといたしましても、民による公益を果たします。ページが飛びまして申し訳ございませんが、14ページの付録に記載してございます。したがいまして、我々は一般社団法人になったからどうということはあまり考えていなかったわけでございます。JPNICではそのように会員の方々にご説明をして、一般社団という選択をしたわけでございます。

今般、ヒアリングでは、関連したことは何を述べても良いというように言われましたので、ヒアリングに呼ばれて要望を出すというのはあまり通常のことではないかと思いますが、私どもからの要望ということで出させていただきたいと思います。

今般のこの委員会が設置されたときの情報通信審議会の情報政策部会の諮問書を読みますと「何を答申すれば良いか」ということは非常に明快に書いてあるわけでございます。この委員会が始まりましたときの1回目の総務省資料、資料番号1-2というところには、「JPRSに関する監督はJPRSとJPNICとの間で結ばれた契約に基づき、総務省がJPNICを介して間接的に行うこととされている」というふうに書かれております。さらに「2013年4月には、JPNICが公益法人から一般社団法人となったところ」、というふうに書いてございます。この「なったところ」というような言い方は日本語としてちょっとわかりにくい。私も情報通信審議会の親会の構成員であったこともございますので、役所の文書の書き方は多少慣れているつもりでございますけれども、もう少しわか

りやすい表現をしていただけるとありがたいなと思っているところでございます。

情報通信政策部会(第43回)が10月1日に行われているところ、知野恵子委員の質問に対して河内データ通信課長のお答えがあるわけでございます。ちょっと長いので、その部分だけ原文に忠実に読みたいと思います。「まず1点目は、JPNICが当初公益法人であったのが、今年の春、公益法人改革で一般社団法人になりましたので、JPNICとJPRSの間の契約が、規律の根拠としていかがなものかということが今回の検討の出発点になったわけでございます」と課長はこのように説明をされているわけでございます。

私どもが一般社団法人になったことによって総務省とJPNICの関係が変わるということは理解できるのですが、JPNICとJPRSの間の契約関係は変わらないと私どもは考えています。この点については、今回我々はヒアリングで呼ばれた立場でございますので委員会の討論に参加することはできないと思いますが、いわば低い席から要望として出させていただければ、この部分の説明を明快に国民にわかりやすい形で書いていただきたい。

今回のことに関して、海外の他の国のNICとかICANNの関係者から、日本政府の関与の仕方が変わるのかということで質問あるいは懸念という形で我々のほうに寄せられております。この説明は、要旨という形あるいは概要で結構でございますので、英文でも出していただきたいというのが要望でございます。我々が熱心さのあまり勝手に翻訳をしてそれが誤解を呼んでも大変まずいことになるのではないかと思っております。大変失礼をいたしましたが、これは要望でございます。

付録のところには、これまでの議論を拝見して、我々自身のデータあるいは他のデータで少し気がついたようなものを、ご議論の参考になればということでつけております。例えば15ページには基準ということがございまして、安定な運用の中にはシステムとして動いているというような観点があるのではないかと考えております。

例えば総務省では、電気通信事業者に重大な事故の総務大臣への報告義務というものがあるわけでございます。それに対して、既にご議論のように、DNSというのは、電気通信設備そのものではなくて、その上にのっているサービスであります。かなり多重化をされているのでそうそう停止するものではないといたしましても、なお心配だということになりまして、15ページにありますように、JPNICとJPRSとの間で取り交わしました移管契約に基づきまして、JPNICのほうで項目をかなり詳細化しております。

そこに数値的なものが出ておりまして、年間に8時間という数値は一見すると、こちら

のほうが数字が大きいわけでございますが、重大な事故に近い事故が数回繰り返されたと きの累積値というのはかなりの停止時間になると思われます。1回に2時間と累積が8時間のどちらが厳しいかということは一概に言えないのではないかなと考えております。 我々のほうでも、全く事故を放置しているわけではないというつもりでございます。

なお、この資料では省略しておりますが、既にJPRSからご紹介があったと思いますが、JPRSには諮問委員会がございますので、ドメイン名に関するルールをJPRSが単独に経営判断としてだけでは変更はできないということも移管契約の中にございまして、ちゃんと開催されているということの報告を求めているところでございます。

16ページは、前回のご議論で、ドメイン名とインターネットがどれぐらい盛んに使われているかということの関連ということがございました。比較的によく使われる資料といたしましてドメインサーベイというものがございます。これによりますと、「.net」「.com」というのがTLDを利用するホスト数が上位なのでありますが、その後、jp、deと続きますので、国別という意味では日本はかなり多い。しかもこのトップレベルという下にセカンドレベル、サードレベルがございまして、登録ドメイン数というのは国によって制度が大分異なるわけでございますから、簡単に計算できるようなものではないわけでございます。日本はかなりインターネット大国である。これはいろいろな方々のご努力によるものである。現在ももちろんそういうものが続いているということで、我々としても気を引き締めてやっているつもりでございます。

次のページはAkamai社の統計がございます。これは時々刻々変わるものでございますが、これを見ても、日本は国際的なネットワークのトラフィックの上で、インターネットを使うという意味では使っている方が非常に多いのではないかと思います。

18ページ、19ページあたりは登録されているドメイン数のデータでございますので、 説明は省略いたします。

一番最後の20ページでございます。これは今までも議論があり、前の委員会でもちょっと出ているかと思います。マカフィーといういわゆるセキュリティベンダーが、危険なドメインということで統計を取っています。この危険という意味はかなり広いですけれども、フィッシングサイトとか、そこを見るとウイルスがダウンロードされてしまうとか、スパムが発信されているとかいうものも全部含めて脅威による重みづけはしていないということでございますが、悪いドメインを数えたときの2010年のレポートです。

日本は下になっているわけでございますが、つまり、これを逆向きに読めば、日本、jp

ドメインは安全であるというふうになります。マカフィー社にそういうふうに読んでも良いかといったら、良いと言っています。これは2010年のデータで、その後ひどくなったかというと、そうではなくて、この統計は2010年までしかない。その理由を尋ねると、この統計をとるのは大変コストがかかるので、この年までしかやっていないということでございました。

以上が資料に盛られているところでございます。

なお、先ほどJAIPA立石様のご発言の中に協議会のときのことがございました。「. 日本」という、まだ登録が始まっていないドメインに関して引用されておりまして、その中のJPNICが関連する部分もございます。それから、第1回の当委員会において、沢田委員から、「協議会の議論が尻切れになっているのではないか」というようなご指摘もあったと思います。

これに関しては、今回、我々のほうのご説明は、既に資料にありましたように、現在、非常に重要な「.jp」というものと、新gTLDのうちには公共性があるものもあるだろうということで議論が行われていると思いまして、まだ登録管理業務が行われていない「.日本」については省いているわけでございます。決して「.日本」を忘れているわけでもございません。これは未完成といいますか、まだ整備が行われていない、「.日本」は完成しておりません。我々としては「.jp」の経験が生きるものだとは思っておりますが、現行のルールにいたしましても、至るところにJPドメイン名が書き込まれたようなルールで運用しておりますので、「.日本」はこれからやるということになります。また、立石さんが紹介していただいた資料の後に、協議会では2011年6月に理事会、9月に総会というところでも確認をした上で協議会が解散しているということでございます。尻切れというのは、そういう表現も、沢田委員のように表現するのが可能な状態であるということは我々も忘れておりません。このことをつけ加えさせていただきます。以上でございます。〇村井主査 どうもありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問お願いいたします。はい、どうぞ。

○森委員 ありがとうございました。私も本件はそれほど色々な人が全然違う意見を持っているわけではないように、1回目は欠席してしまいましたが、2回目以降伺っていまして、基本的には安定した運用をされていると。さらに、価格についても、ちょっとは高いかもしれないけれども、別に特に大きな問題ではないという意見がほとんどだったわけでして、私もそうではないかと思います。

その性質上、1つの主体で運用するしかないということも、田中社長がおっしゃった通りだと思いますが、透明性の確保、情報開示のところが不十分ではないかと私は思っておりまして、それは賛成する方も多いわけです。その中で、移管契約によってJPRSを監督するお立場にあり、かつ、最大の株主でもあるわけですから、例えば株主なら株主として、移管契約の一方当事者としての立場ならその立場として、情報開示を拡大するというようなことをJPNICさんからコミットしていただければかなり違うのかなと思いますけれども、それはいかがでしょうか。

○ (一社) 日本ネットワークインフォメーションセンター 移管契約に基づきまして、 我々はJPRSから公開されていない情報を得ております。それから、株主としても見て いる情報はございます。それにつきましては、移管契約の中の我々の役割としては、JP RSが企業として倒産するとか返済の見込みがないような状態になった場合にまずいと、 こういう観点でございます。

公開の是非については、JPNICの中での議論としては、そのような声があるということは認識をしておると、そういうことでございます。ここで私が個人の見解で公開の是非というのはちょっと述べるのが適切でないと思いますけれども、まさに森先生がご指摘のように、この場の議論、我々のほうでも傍聴させていただいたり、議事録も拝見しておりますので、そのようなご意見がかなり多いということは十分認識しているというぐらいの答えでよろしいでしょうか。

- ○森委員はい、結構です。ありがとうございました。
- ○村井主査 いかがでしょうか。

では、加藤さん、お願いします。

○加藤委員 ご説明大変ありがとうございました。せっかくの機会ですからぜひ話を伺いたいと思っていたのですけれども、JPNICさんの目から、今、10年前を振り返って、JPNICさんからJPRSさんを切り離して民間企業として運営したことがこんなによかった。その成果としてこんなことがあった。JPNICさんがずっと続けていられたらこうはいかなかったんじゃないかということはございますでしょうか。

なぜそういう質問をさせていただいているかというと、決して誤解のないように申し上げますと、私、民間企業が民主導でこのようなことを行うというのは非常に良いことだと思いますし、これは今でも正しい判断だったんじゃないかと思っております。というのも、ちょうどJPRSさんを切り離すことをICANNが承認したとき、村井先生と私がIC

ANNの理事会の理事をしておりまして、私は、ICANNの理事会の中でも、日本のこういう民間主導の動きというのは大変重要なことなので、ぜひこれは承認すべきだということを強く訴えた記憶がございます。

当時、諸外国では、特にアメリカでは民間主導、政府がいろいろなことを直接やるのではなくて、民間企業にいろいろ業務を移管すべきだという大きな流れがある中で、日本がそれをやった。これで日本はインターネットがどんどん進むと大いに私は期待したんですけれども、そういう観点から見て、民間主導であるJPRSさんがこの10年これだけのことをやって日本を良くした。それはJPNICさんから見てもこんなにすばらしいことだった、すばらしい案だったと思うということがあればぜひ幾つか教えていただきたいと思います。

○ (一社) 日本ネットワークインフォメーションセンター 石田のほうから答えさせていただきます。私はJPNICの理事ですけれども、一方で会社の経営者でもあって、その視点でも幾つかの面があると思います。ビジネス面に関して幾つか評価はあるかと思いますけれども、一方で私、エンジニアでもありまして、まずはその視点からお答えさせていただきます。

DNSに関して、JPRSがグローバルあるいは国内に対して行っているコントリビューションはすばらしいものがあると考えております。特にこの点に関して、JPNICあるいは社団という形、一般社団になった後は多少変えていってはおりますが、それまでの例えばそういうことに対するコミットメントの考えからすると、JPRSがその領域でやられたことは世界に誇るべきことだと。

ただ、その成果自体がJPRSの成果という見え方よりも、グローバルに開発されているソフトウエアのコミットメントであったり、仕組みへのコミットメントであったりする。あるいは例えばIDNに関しても、JPRSさんとして標準化にしっかり関わってきている。あるいは、おそらく前回出た話かと思いますが、今、IETFの標準化の中でJPRSさんの果たさせている役割というのはすごく大きなもの、国内企業の中で見てもトップクラスに入るようなコミットメントをやられていると思いますし、それはやはりJPNICという枠組みの中では非常に難しかったことではないかと思います。

加えて、10年前からビジネスが始まったとき、ビジネスになるかどうかもわからなかったところが10年間継続されている、今のところ大きな心配はないというところにまできました。ドメイン数に関してはいろいろな議論があると思いますし、各国のドメインに

関するポリシーに関してもいろいろな議論があると思いますけれども、少なくともビジネスとして継続的に行われていて、これからさらにビジネスが上に行くかどうかはともかくとして、一定の安定性を維持されているという部分も1つあり、それはやはり会社として、民間企業としての意思決定によって運営されているという部分、それはさくらの田中さんがおっしゃったような、東田社長の手腕によるものが大きいので、これからどうなるかというのは多分考えるべきことだと思うのですけれども、その継続性と安定性の2点はあると思います。

- ○村井主査 では、沢田さん、お願いします。
- ○沢田委員 ありがとうございます。話が変わってもよろしいですか。すみません。先ほどの後藤理事長のお話の中にあった内容につきまして、私の理解が正しいかどうかをちょっと確認させていただきたいんです。特に一般社団法人化されたという点に関してです。今までの国とJPNICさんとJPRSさんの3者の関係というのは、JPNICさんとJPRSさんは移管契約という契約関係に立っていらっしゃると。JPNICさんが公益法人であった時代には、国との関係は、何も言わなくても法律によって監督関係が規定されていた。現行法でも、もし公益社団法人を選択されていれば、おそらく法律上も国の関与が約束された状態、国がきちんと見る立場という関係であったんでしょう。けれども、現在、一般社団法人であるということは、私どもも一般社団法人ですが、国からの管理・監督というのは一切受けないで、通常の会社運営と同じような仕組みでやっているわけですよね。ということは、一般社団法人になられても、JPRSさんとJPNICさんの契約関係は何ら変わらないけれども、国との関係がちょっと薄くなったというふうに私は理解していたんですが、違いますか。
- (一社) 日本ネットワークインフォメーションセンター 私どももそのように思っているのですが、先ほどのような幾つかの文章を読むとそうは読めないので、わかりやすく説明していただきたいという要望を出したわけでございます。国とJPNICとの関係が、従来の社団法人であれば指導監督基準に基づく云々というのがあって、それが変化したということは非常によくわかるのでございます。それが理由だとは読めない議事録があったので、その部分についてよりわかりやすく説明をお願いしたいということを申し上げたので、沢田委員が言われたことと私の理解は一致しております。
- ○沢田委員 わかりました。
- ○村井主査 その他いかがでしょうか。

どうぞ、上村さん。

○上村委員 ありがとうございました。私は先ほどの民による公益の件でちょっとお尋ねしたいと思います。従前は、先ほど沢田委員もおっしゃったように、デフォルトで、言ってみたら民による公益が担保されていたところが、少しその状況も変わってきたというのが問題の出発点ではないかと私も理解はしています。先ほどのお話を聞くと、これまでと同じやり方でも民による公益が担保できますというお話なのかなというふうに理解をしてしまっていますが、そこがまず正しいのかどうかということです。

そうは言いながら、4月以降の新しい制度のもとで、民による公益をより確実に担保するために、何か今なさっていることだとか、お考えのことがあれば教えていただけないでしょうか。

○ (一社) 日本ネットワークインフォメーションセンター これは資料にも書きましたように、一般社団法人でも公益目的の活動ができると考えておりますので、従来と同じようなことができると考えておりました。ですから、上村委員が確認された内容そのものでございます。

工夫をしたところというのは、前回までと比べますと、JPNIC外からも委員の方をお呼びして、評価基準をより明確にして、JPRSからの報告に対して良いとか悪いとかいうところで、従来の移管契約の中ではやや表現が抽象的なところがございました。それを先ほどちょっと例示いたしましたように、何時間であるとかそういう数値も含めて決めたということでございます。なお、一般社団法人になってからも、それに従いまして既に1回総務省には報告をしているという状況でございます。

○村井主査 はい、どうぞ。

○森委員 すみません、重ねてお願いいたします。先ほどの情報開示の話は、それこそ 民による、株主によるということだと思いますが、もう1つここで伺っておいたほうが良 いかなと思うのは、政府がドメインの管理について役割を拡大することの是非ということ は1つの問題であると思います。ここでは、政府の役割を拡大することはあまり望ましく ないというご意見の方が多いかと思います。本日の田中社長のプレゼンもわりとそういう 趣旨だったかと思います。

私は何となく必ずしもそうなのかなとちょっと思っておりまして、そういう意味では本件に関しては少数意見です。例えば政府が表現の規制をするとか、通信の中を確認するとか、そういうことになりますと、これは表現の自由の侵害であったり、検閲になったりし

て、これはやってはだめというのは非常に明らかですけれども、ドメインの管理において 政府が役割を拡大することが私はそんなに悪いとは個人的には思っていなくて、少数意見 なのは承知しています。

理由は2つありまして、1つはそもそも移管契約において政府の役割、公共性担保のためにかなり実質的な役割を果たすということが移管契約に書かれているということが1点です。もう1つは、今もまさに申し上げましたように、何かドメインとのかかわりで悪いという、表現の自由に係る規制や検閲といった禁止のルールがちょっと思い当たらないということですけれども、それについては、おそらくは政府の役割が拡大されることは望ましくないとJPNICさんは考えておられると思いますので、それについてご意見をいただければと思います。

○ (一社) 日本ネットワークインフォメーションセンター 森先生が誘導されたとおりでございます。つまり、政府の役割は最小限のところで、まさに立石さんご紹介がありました I T基本法の第7条にあるように考えています。もちろん我々は、政府はいわゆるステークホルダーである、関係者であるという認識をしておりますし、従来からそういう枠組みで資料に図示したような形でやっていると考えております。ただ、あまりに拡大するかどうかというのは微妙な問題でございますので、一概に言えない。つまり、具体的な項目において議論すべきではないかと思います。

- ○森委員 いや、すみません……。
- (一社) 日本ネットワークインフォメーションセンター 例えば森先生がどういうことを拡大というふうに考えていらっしゃるか。例えばドメイン名のルールだとかいうところまで政府がやるということはあるわけですね、ある国では。
- ○森委員 はいはい。
- (一社) 日本ネットワークインフォメーションセンター 例えばこれは資料に載せてあるグラフの中で、例えば中国の登録ドメイン数というのは乱高下したわけですね。あれは明らかに政府の方針が反映されていると見ています。オリンピックの前に非常に増えたことがあり、いろいろな問題があって後に減った。そういう国もあるわけです。もちろん日本政府があんまり乱暴なことをやるとは思いませんけれども、一概に政府が良いとか悪いとか言うことはできないと考えています。我々も政府の役割は当然あるし、果たしていただきたい、政府のほうにお願いするべきことはたくさんあると考えております。ただ、その適切なところというのは、一概にどの程度というふうには言えず、具体的な項目にお

いて議論したほうがよいというのが我々の考えでございます。

- ○森委員 わかりました。そうすると、このような弊害があるということは、実際に 個々の政府の役割の拡大の局面に出会ってみないとわからないと。
- (一社) 日本ネットワークインフォメーションセンター はい、その通りでございます。
- ○森委員 わかりました。ありがとうございました。
- ○村井主査 沢田さん、どうぞ。
- ○沢田委員 ありがとうございます。政府の役割に関していうと、拡大というのが本当に当てはまるのかどうか若干疑問に思っています。 I T基本法の、先ほど立石さんからご紹介いただいた7条のところは、最終的な責任は政府にあると読めるような気がしておりまして、要するに、民間に任せているけれども、何かまずいことが起こったときにはやっぱり政府が責任を負うと読めなくはないと思っております。

原発の例を初回に出しましたし、先ほども3.11の話がありましたけれども、何かあったときにはやはり政府に何らかの責任がかかる。公益性が十分に担保できなくなったときにはやはり政府が出てこざるを得ない。最小限であると同時に、ラストリゾートの役割なんだろうと思っておりました。ラストリゾートであるにもかかわらず、それを実行に移すためのツールを持っているかというと、今、法律が何もない状態です。これは、政府が最終的に引き受けなければいけない責任を具体化するための手段が何もない状態なのかなと私は思っておりました。拡大というよりは具体化なのかなと考えております。

- (一社) 日本ネットワークインフォメーションセンター よろしいでしょうか。
- ○村井主査 はい、どうぞ。
- ○(一社)日本ネットワークインフォメーションセンター 法律がなければ行政が動けないということはないと思います。移管契約の中でも、我々は「政府当局」という具体的な名称を挙げて役割をお願いしているところでありまして、それは果たされていると思います。また、ラストリゾートにおける政府の役割を否定しているものでもございません。 先ほどありましたように、再移管をするときは、JPNICと総務省の協議が必要です。 ここで、なぜJPNICが出てくるかというと、JPドメイン名に関してはもともとJPNICがやっていたものだからです。このようなことがございますので、全て法律が必要だとは考えていないところでございます。
- ○村井主査 いかがでしょうか。

- ○新美委員 よろしいですか、ちょっと今の。
- ○村井主査 はい、どうぞ。
- ○新美委員 ラストリゾートであるということはその通りですけれども、ラストリゾートとして動き出すためのきっかけがどこにあるのかとやっぱり法律で用意しておく必要があるだろうと思います。何のきっかけもない、あるいは何の情報もないのに、どうしようもないから何とかやれというふうに政府あるいは国に頼んでもできない。先ほど移管契約、再移管契約であるというのは、それも想定できないような事態が生じたときにどうするのかというのが一番の問題で、3.11はそれを物語っていたわけですね。そういうようなことを考えたときに、政府あるいは国が動くための1つの糸口をやっぱり法律なり何なりで用意しておく必要があるんじゃないかということを思うわけです。

例えばアメリカなんかでは大統領がある意味で全権限を委託されていますので、BPの原油流出事件、イラク戦争のときでも、法律で上限が決められていたので、それではどうしようもないというのでオバマ大統領が動き出した。これはまさに大統領に全権限があるからだということです。ところが、日本にはシステムが必ずしもあるとは言えない。そういうときのラストリゾートとしての国が動くときの1つきっかけ、中身の問題じゃなくて、1つの手がかりをどこかに用意しておく必要があるのではないかと、そういうふうに思います。

- 〇(一社)日本ネットワークインフォメーションセンター よろしいでしょうか。
- ○村井主査 どうぞ。
- (一社) 日本ネットワークインフォメーションセンター 法制度は先生のほうがお詳しいので私は反論ができませんけれども、私どもの解釈によれば、現在の移管契約の中に書いてある総務省の役割をもってすれば、随時にいつでも言うことができるというのが我々の解釈でございます。今までそういうことが起きたことはないわけで、定時の報告だけで済んでいるわけでございますが。
- ○江﨑主査代理 よろしいですか。
- ○村井主査 はい、どうぞ。
- ○江崎主査代理 移管契約の中にやっぱり総務省さんの意見が入るということが明記されているということを我々がちゃんと把握しているというのが、動くシステムとしてしっかりと今動いているということだと思いますので、そういう意味でいえば、今の枠組みを変えるのは必ずしも今、必要ではないだろうと。ただ、その議論するところに総務省さん

との会話のチャネルがきちんと担保されていることということが非常に重要なことになる と思います。

○村井主査 よろしいでしょうか。ご協力ありがとうございました。

それでは、本日プレゼンテーションしていただきました方々、どうもありがとうございました。改めてお礼を申し上げます。また、ご議論いただきまして、ありがとうございました。

(2) その他

- ○村井主査 それでは、事務局のほうから何か連絡事項ございますでしょうか。
- ○西室データ通信課課長補佐 私のほうから、次回日程のお知らせをさせていただければと思います。次回会合は、年明けの1月7日の16時から17時半に開催する予定でございます。場所については調整中でございますので、別途また委員の皆様にはご連絡させていただきたいと思います。以上でございます。

閉 会

○村井主査 それでは、改めまして、本日もお忙しい中ご参加いただきまして、ありが とうございました。本日の会議は以上でございます。